

各教育・保育給付認定保護者の皆様

学校法人はなの学園
はなの幼稚園

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、教育に要する費用は、本来、市から各教育・保育給付認定保護者に対して支給し、その費用を各教育・保育給付認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、市から各施設へ支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和3年度において、はなの幼稚園が法定代理受領した額は、別表の額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児	3歳児	満3歳児
認定区分	教育標準時間	教育標準時間	教育標準時間
4月	42,768	59,768	59,768
5月	42,778	59,778	59,778
6月	42,778	59,778	110,238
7月	42,748	59,748	110,208
8月	42,778	59,778	110,238
9月	42,768	59,768	110,228
10月	42,698	59,698	110,158
11月	42,678	59,678	110,138
12月	42,648	59,648	110,108
1月	40,168	57,168	107,628
2月	40,158	57,158	107,618
3月	46,238	63,238	113,698
合計	511,206	715,206	1,219,806

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

また、上記は、月を通じて在籍した子どもに係る施設型給付費等の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、施設型給付費等の額を算出する必要があります。副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、225円に1月あたりの給食実施日数を乗じて得た額を加算した額となります。